平成２４年（フ）第１５４号
横浜市保土ケ谷区峰沢町307番地の２　桜美林ハイツＣ―503号
債務者　名雪　　功
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８２号
神奈川県藤沢市村岡東１丁目13番地の４　アルシオネⅡＤ―102
債務者　五島　逸平
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４２号
横浜市中区松影町３丁目10番地10　三都荘新館603号室
債務者　山下　修司
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７０号
横浜市港南区丸山台１丁目11番４号　丸英ビル301
債務者　上野　豪政
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２８６号
横浜市中区弥生町５丁目48番地４　クリオ大通り公園壱番館701号室
債務者　林　　正徹
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８５２号
静岡市清水区宝町７―４　ヴィラセイユー宝町702号室、住民票上の住所静岡市清水区杉山620番地の２の１、旧住所東京都江戸川区南篠崎町１丁目25番７号
債務者　片平　　杏（旧姓大渕）
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３０号
静岡県焼津市三ケ名444番地の１　モンブーシュⅢ101
債務者　増田　勝代
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５３号
静岡県焼津市中新田1039番地の２　是永アパート東側
債務者　藤本　閑香
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３号
静岡県富士市中野522番地の１　市営住宅二子団地Ｅ―306号
債務者　村田　新一
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月12日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第７５５号
埼玉県川越市小仙波町２丁目８番地３
破産者　株式会社アクア・サービス
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１００１１号
東京都中野区東中野４丁目６番７―306号
破産者　株式会社パワー企画
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３０３８号
東京都千代田区神田美倉町４番地
破産者　株式会社ピーシー設計
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３３号
神奈川県横須賀市二葉２丁目16番８号
破産者　有限会社清和土木
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第７９３号
静岡県藤枝市田沼１丁目１番15―407号エンブル・シティ藤枝
破産者　株式会社Ｔ’Ｓ　ＫＥＹ　ＰＬＡＮＮＩＮＧ
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１２５号
名古屋市中川区かの里１丁目601番地
破産者　有限会社高橋建設
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９７０号
名古屋市千種区萱場２丁目４番11号
破産者　株式会社学栄名古屋
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５６１号
京都市伏見区久我西出町２の21
破産者　株式会社三宅製作所
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係